

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（利用対象者） 第6条 生活介護事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第7項に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者 ・ [略]</p>	<p>〔同左〕 第6条 〔同左〕 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第7項に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者 ・ [略]</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

